

第18 危険物保安監督者の選任・解任の届出

(危険物の保安を監督する者)

法第13条

1 選任を必要とする製造所等 (危政令第31条の2)

危険物の種類	第4類のみの危険物				左欄以外の危険物	
	指定数量の倍数が30以下のもの		指定数量の倍数が30を超えるもの		指定数量の倍数が30以下のもの	指定数量の倍数が30を超えるもの
危険物の引火点	40℃以上	40℃未満	40℃以上	40℃未満		
製造所	○	○	○	○	○	○
屋内貯蔵所		○	○	○	○	○
屋外タンク貯蔵所	○	○	○	○	○	○
屋内タンク貯蔵所		○	○	○	○	○
地下タンク貯蔵所		○	○	○	○	○
簡易タンク貯蔵所		○		○	○	○
移動タンク貯蔵所						
屋外貯蔵所			○	○		○
給油取扱所	○	○	○	○		
第1種販売取扱所		○			○	
第2種販売取扱所		○		○	○	○
一般取扱所	○	○	○	○		
容器詰替用消費用		○	○	○	○	○

○印は危険物保安監督者を選任しなければならない対象施設

- 選任の届出をするときは、危規則第5条に規定する危険物取扱者免状の提示に替えて、同免状の表面及び裏面の写しを添付することができる。(★)
- 危険物保安監督者に必要とされる6箇月以上の実務経験の内容については、次のとおりである。
 - 法第11条第1項の規定に基づいて設置された製造所等における6箇月以上の危険物の取り扱いの実務経験を有していればよく、危険物取扱者免状の交付を受けた後における実務経験のみに限られるものではない。(H1.7.4 消防危第64号質疑)
 - 甲種危険物取扱者たる危険物保安監督者については、製造所等におけるいずれかの類の危険物の取扱いの実務経験とし、乙種危険物取扱者たる危険物保安監督者については、製造所等における自らが取扱い、又はその取扱作業に関して立会うことのできる類の危険物の取扱いの実務経験(★)
 - 危規則第5条の2に規定する「危険物取扱いに係る6月以上の実務経験の証明が必要な場合」とは、危険物取扱者の免許を、昭和47年10月1日から平成元年3月31日までの間に、資格取得した者以外の者を選任する場合とする。また、昭和47年9月30日までに、危険物取扱者免許を取得している者で、昭和47年10月1日から平成元年3月31日までの間に新たに他の類の危険物取扱者の免許を取得したときは、実務経験証明書を添付する必要はないものとする。(S53.10.20 消防危第138号質疑)(★)
- 危険物の取扱い作業に従事していなかった者を危険物保安監督者に選任する場合で、当該作業に従事することとなった日から起算して過去2年以内に危険物取扱者免状の交付又は保安講習を受けていない場合には、選任の際に1年以内に保安講習を受講する旨を記載すること。(★)
- 保安監督者の選任数については、製造所等の保安の監督の責任を明確にするために、原則として、1施設(屋外タ

ンク貯蔵所を群で配置されている場合及び地下タンク群を除く。)につき1名とする。ただし、当該製造所等の態様、規模、位置等からみて十分な保安の監督が可能な場合には、1名の危険物取扱者を5以下の製造所等の危険物保安監督者とすることができる。(★)

6 選任又は解任の届出書は、危険物保安監督者一名につき1部とする。ただし、1名の危険物保安監督者を2以上の製造所等に選任又は解任する場合は、選任又は解任に係る危険物保安監督者及び製造所等を明らかにした図書を添付すること。(★)

7 保安監督者の選任を必要とする製造所等を設置した場合は、当該製造所等の完成検査済証の交付を受ける際に危険物保安監督者の選任届を提出すること。(★)

8 共同住宅等の燃料供給施設にあつては、危険物保安監督者を選任する義務がある。(H16.6.4 消防危第62号質疑)

9 危険物保安監督者の選任又は解任の届出は、それにより選任又は解任の効力を生じるものではなく、選任又は解任という結果の報告である。